

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所 第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可（緊急時対策所機能の移行）【5】」

2. 日時：令和2年12月18日 ①10時00分～11時00分
②17時00分～18時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

①井上主任安全審査官、安田主任安全審査官、西内安全審査官、
畠山安全審査官

②関企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、畠山安全審査官

九州電力株式会社：

①原子力発電本部 原子力工事グループ長◎ 他15名◎

②原子力発電本部 原子力工事グループ長◎ 他23名◎

5. 要旨

(1) 九州電力株式会社より、玄海原子力発電所の設計及び工事の計画の認可申請（緊急時対策所機能の移行）について、資料1及び資料2に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、資料3に掲げる事項及び以下の事項について確認等を行うとともに、今後これらの説明内容を含めて引き続き確認することとした。

○溢水から防護するとしている設備の設置区画と湧水サンプポンプの設置区画との間に換気ダクト（溢水経路）を設けていることについて、当該換気ダクトの保守を優先した設計であることを、具体的に説明すること。

○非常用ディーゼル発電機の負荷容量に湧水サンプポンプの負荷を追加しても、定格容量に収まることを説明すること。

○固縛装置の強度評価に係る離隔距離等の設定の考え方について、具体的に説明すること。

(3) 九州電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

・資料1 説明事項リスト

・資料2 玄海原子力発電所 第3号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料【緊対棟設置工事】

- ・資料3 玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可申請（緊急時対策所機能の移行）に係る確認事項

以上